

岐 阜 県 公 報

目 次

告 示

急傾斜地崩壊危険区域の指定

(砂 防 課)

ページ
一

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週 (火 曜 日) 発 行

(火 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(時 刻 は 翌 日)

令 和 元 年 六 月 七 日

号 外 (三) 令 和 元 年 六 月 七 日

告 示

岐 阜 県 告 示 第 五 十 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項
の規定により告示する。

令 和 元 年 六 月 七 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

久 金

高山市大新町三丁目 二二四番一	一 号
高山市八幡町 二八〇番	二 号
高山市三福寺町 四二三〇番一	三 号
高山市八幡町 二八五番	四 号
高山市三福寺町 四一六四番	五 号
高山市三福寺町 四一六一番	六 号
高山市三福寺町 四一五八番	七 号
高山市左京町 六七番二	八 号
高山市左京町 七四番四	九 号

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、昭和五十八年岐阜県告示第三百七十六号で指定された土地の区域を除く（次の図に示すとおりとする。）。

七五番	十号
高山市八幡町	
二三五番一	十一号
一〇〇番一	十二号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和元年六月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社